

2月定例会の概要

会期 2月23日～3月17日の24日間

一般質問議員 16人

3月3日(木)	3月4日(金)	3月7日(月)	3月8日(火)	3月9日(水)
新島 雄 浦口 高典	森 札子 秋月 史成 多田 純一 松坂 英樹	立谷 誠一 岩田 弘彦 中西 峰雄	坂本 登 濱口 太史 藤本 真利子 谷口 和樹	泉 正徳 奥村 規子 中村 裕一

会期中の主な動き

- 常任委員会県内調査
 - 経済警察委員会 和歌山刑務所(和歌山市) (2/24)
 - 福祉環境委員会 和歌山すみれホーム(和歌山市) (3/14)
- 特別委員会の開催
 - 人権・少子高齢化問題等対策特別委員会 (3/8)
 - 行政改革・基本計画等に関する特別委員会 (3/9)
 - 予算特別委員会 (3/10、11、16)

議決結果・意見書等

項目	件数	概要	結果
予算案件(知事提出)	31件	平成28年度和歌山県一般会計予算 等	可決
条例案件(〃)	50件	和歌山県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例 等	可決
その他案件(〃)	91件	平成28年度建設事業施行に伴う市町村負担金について 等	不採択
請願	1件	和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正を行わないことを求める請願	不採択
意見書	6件	和歌山県の社会資本整備に必要な予算の確保等を求める意見書	可決
		TPPの影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書	
		軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書	
		地方公会計の整備促進に係る意見書	
		北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書	
		児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書	

賑わいのあるまちとは

問 平成28年度新政策の中で、「都市空間の再構築戦略の推進」を掲げ、「既成市街地の活性化による賑わいあるまち」をつくっていくとあるが、どんな賑わいを想定しているのか。

まちづくり

答 「賑わいあるまち」とは、人が暮らし、働き、学び、楽しまなど、人が集い、様々な活動が活発に行われているまちを考えています。商業、医療、福祉、教育文化等、都市機能施設を計画的に誘導し、まちなか居住を促進する再開発を進めることが重要であります。その上で、賑わいのあり方は様々であり、各市町で実情に応じたまちづくりを進めていただく必要があります。

問 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正により規制が緩和された午前零時以降のクラブ営業について、田辺市の「味光路」(あじこうじ)では緩和されない理由は何か。

答 田辺市の通称「味光路」は、狭い地域に約120の風俗営業店等が存在する風俗営業等密集地域に該当しますが、同地域には約80世帯の一般住宅等も存在しており、政令による規制基準である住居相当数集合地域に該当するため、特定遊興飲食店営業の許可に係る規制を設置する許容地域としての要件を満たしていません。

政 策

平成28年度新政策への決意

問 開会冒頭、知事から新政策として5つの基本目標を柱とした様々な施策を推進していくとの説明があつたが、平成28年度新政策に対する知事の決意はどうか。

答 昨年6月に全国に先駆けて策定した「和歌山県まち・ひと・しごと総合戦略」の目標達成に向け、平成28年度はその初年度としてスタートダッシュをかける大変重要な年と考えています。県政最大の課題である人口減少対策に一丸となつて立ち向かい、元気を持続でき

わかやま健康フェス

タ(仮称)の開催

問 来年度新政策の中に「わかやま健康フェスタ(仮称)」という項目があつた。「健

る和歌山の創造を目指すべきだと思っています。先般の国勢調査の結果を目の当たりにし、決意を新たに、次の時代の和歌山を創生するステップアップの年となるよう、新政策を全力で推進していきます。

主な質問とこれに対する知事や関係当局の答弁は、次のとおりです。(要約)

防 災

津波情報緊急速報メールの誤配信

問 メールの配信内容について疑いがあるとき、実際に津波発生状況を確認する手段

はありますか。

答 確認は、津波の原因となる地震発生の有無等を県震度情報ネットワークシステム(DONET)を配信するなどの周知は可能なのか。

方気象台への確認等により行います。万一、誤配信が確認された場合は、県内全域に速やかに訂正の緊急速報メールを配信します。さらに、市町村へ防災行政無線等による住民への周知を依頼するとともに、報道機関や防災わかやまメール配信サービスを通じた県民への周知等を行います。



用語解説
DONET (ドーネット)
DONET : 国立研究開発法人海洋研究開発機構が、南海トラフで発生する地震・津波を常時観測するため、紀伊半島沖の海底に設置した地震・津波監視システム

問 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正により規制が緩和された午前零時以降のクラブ営業について、田辺市の「味光路」(あじこうじ)では緩和されない理由は何か。

答 田辺市の通称「味光路」は、狭い地域に約120の風俗営業店等が存在する風俗営業等密集地域に該当しますが、同地域には約80世帯の一般住宅等も存在しており、政令による規制基準である住居相当数集合地域に該当するため、特定遊興飲食店営業の許可に係る規制を設置する許容地域としての要件を満たしていません。